

令和7年度インターネットアンケート調査業務に関する質問・回答

該当箇所	質問内容	回答
仕様書 14(2)	(2) 調査開始時にモニターに送ったメールのテキストデータについて メールのテキストデータの送付とありましたが、 実際のメールではなく、サンプルデータを代わりに提供することは可能でしょうか。 ※提携パネルを用いる場合、毎回ご提供することが難しい想定のため、 ご案内として差し上げるテキストデータのサンプルでもよいかのご相談となります。	「仕様書14(2) 調査開始時にモニターに送ったメールのテキストデータ」 この項目については、調査の毎回、モニターに対してどのような投げ掛けを行ったかを 確認するために必要とするものです。 実際の調査の件と文面が異なるサンプルデータは不可です。 メールのテキストデータに限らず、送った画面のスクリーンショット等、モニターに対 する投げ掛け方が確認できるデータで代用可です。
仕様書 14(5)	クロス集計について 毎回、貴所とすり合わせかと思いますが、1回あたりのおおよその集計軸数の想定は ございますでしょうか。	クロス集計の軸数については、その年の調査内容により異なります。 参考として、昨年度の実績として、基本属性(性別、年代、性別×年代)のほかに軸を 設けた調査は、1件(基本属性のほかに2軸)でした。
仕様書 15	コンサルティングについて コンサルティングとして想定されている業務内容があれば詳しくお伺いしたいと思いま す。仕様書内で掲載がある、(1)～(4)を初回お打ち合わせにて議論することがコン サルティングという扱いなのか、 それとも毎回のアンケートなどで、求められた際に対応となるのかなど、 頻度などについてもお伺いできればと思います。	コンサルティングは、仕様書に記載の項目(1)～(4)について、初回打ち合わせに加え て、毎回のアンケートで必要となったたびに対応いただくことを想定しています。 頻度については、その年の調査内容により異なりますが、想定としては、(1)～(2)に3 ～5往復程度、(3)～(4)はそれ以下の回数が一般的な頻度として想定しています。
仕様書 4	業務の範囲(1)調査設計サポートについて 調査票の修正/加筆作業かと思いますが、 ・調査票は毎回貴所から初稿をいただき、その後受託者にて確認を進める運用か、 それとも初稿を受託者より提案が必要となるのか、どちらのイメージに近いです か。	前者です。
5入札手続等	(2) 契約保証金の掲載がありますが、 札幌市契約規則第25条各号に該当する場合は免除と記載があります。 今回、参加資格として、 過去2年間に本市その他の官公庁と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上 締結し、これらをすべて履行していること。と記載がありますが、 第25条の(3) と同一かと思います。 提出書類としては入札書、委任状などといった内容となりますが、免除の証明にあ たって別途資料の用意などが必要なのか、またそもそもの免除の理解に相違ないか お伺いできればと思います。	契約保証金の納付又は免除の確認は、開札の手続き後、契約締結の段階で必要と なるものです。従いまして、入札の段階で必要となるものではありません。